学研高山地区第2工区地権者の会 設立総会 議案書

第1号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 会則について

第2号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 活動方針について

第3号議案 学研高山地区第2工区地権者の会 役員の選任について

開催日時:平成30年11月17日

開催場所:生駒市役所 大会議室

第1号議案

会則について

学研高山地区第2工区地権者の会の会則について、別紙のとおり定めたいので承認を求めます。

学研高山地区第2工区地権者の会会則(案)

(名称)

第1条 本会は、学研高山地区第2工区地権者の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地権者の意向集約・合意形成を図るとともに、情報や課題の共有、事業化 に向けた検討などを行うことにより、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していく ことを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、別添図に示す学研高山地区第2工区の区域とする。

(会員資格)

第4条 本会の会員資格は、学研高山地区第2工区内に土地の所有権又は借地権を有する者とする。

(議決権)

第5条 会員は各1個の議決権を有する。

(活動内容)

- 第6条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 地権者意向の把握
 - (2) まちづくりに関する調査・研究
 - (3) まちづくりに関する連絡・調整
 - (4) まちづくりに関する広報及び啓発
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 運営委員 32名以内
- 2 役員は本会会員の中から互選により選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第8条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 運営委員は第6条に定める活動の遂行にあたる。

(役員の報酬)

第9条 役員は無報酬とする。

(会議)

- 第10条 会議は総会及び役員会とする。
- 2 総会は役員会が招集する。
- 3 役員会は事務局が招集する。

- 4 総会の議長は運営委員の中から互選により選出する。
- 5 役員会の議長は運営委員の中から互選により選出する。

(総会)

- 第11条 総会は、年1回開催するほか、役員会で必要と認めたとき又は会員の1/3以上から請求があったとき招集するものとする。
- 2 総会は、本会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)活動方針の決定及び変更
 - (2) 会則の制定及び変更
 - (3) 役員の選任
 - (4)解散に関すること
 - (5) その他本会の運営に関する重要な案件
- 3 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議 長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の者を代理人として表決を委任することができる。

(役員会)

- 第12条 役員会は第7条の役員で組織する。
- 2 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1)総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること
 - (2) 第6条に掲げる活動に関すること
 - (3) 第11条第2項に掲げる事項以外の事項
- 3 役員会は、過半数の出席により成立し、議事は議長を除く出席者の過半数により決する。 ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない事由のため会議に出席できない者は、他の役員を代理人として表決を委任 することができる。
- 5 第6条に掲げる活動を遂行するため必要に応じて部会を設置するときは、役員会で協議 し定める。

(活動年度)

第13条 本会の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本会の設立 年は設立の日からその年度の3月31日までとする。

(事務局)

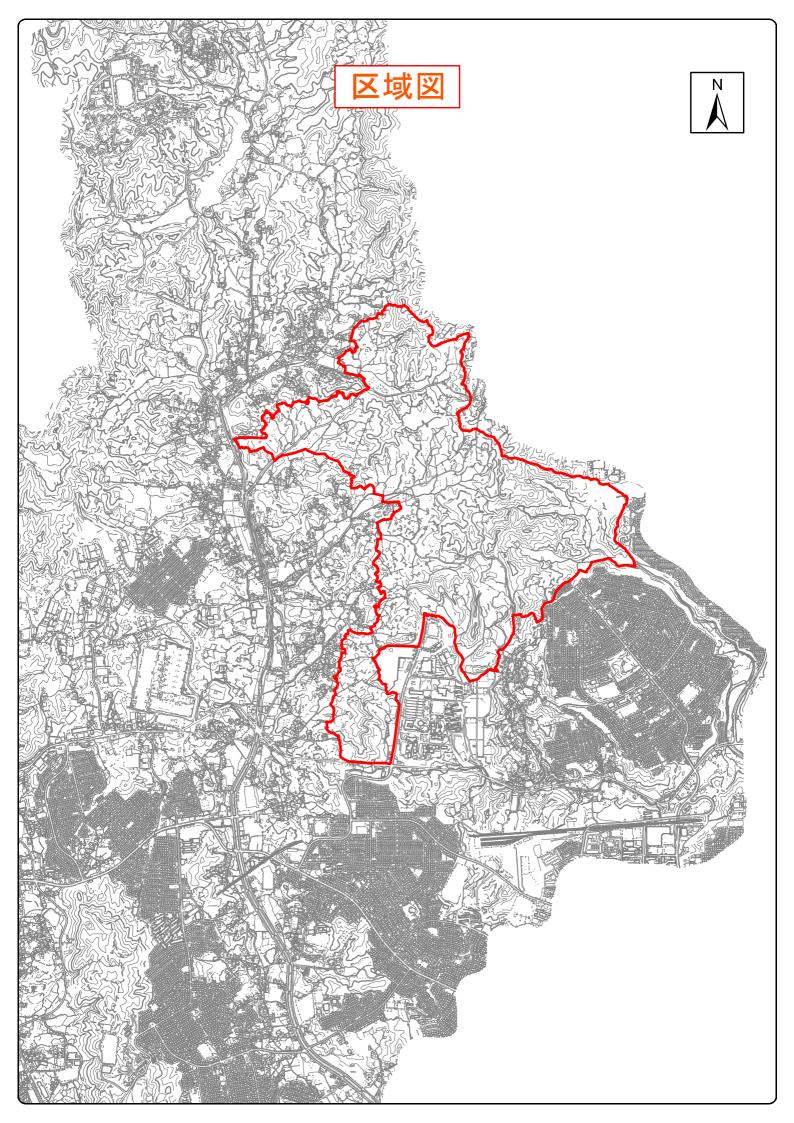
第14条 本会の事務局は生駒市都市計画課学研推進室に置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、役員会で協議し 定める。

附則

この会則は、総会の議決を経て本会の設立(平成30年 月 日)から施行する。



活動方針について

学研高山地区第2工区地権者の会の活動方針について、学研高山地区第2工区地権者の会会則第11条第2項第1号の規定により、別紙のとおり承認を求めます。

学研高山地区第2工区地権者の会 活動方針(案)

地権者の意向集約・合意形成を図りつつ、学研高山地区第2工区のまちづくりを推進していくことを目的とし、地権者の意向把握やまちづくりに関する調査・研究、情報や課題の共有、本会の活動内容の広報等を行うことを活動方針とする。

役員の選任について

学研高山地区第2工区地権者の会の役員の選任について、学研高山地区第2工区地権者の会会則第11条第2項第3号の規定により、別紙のとおり承認を求めます。

学研高山地区第2工区地権者の会 役員(案)(順不同)

- V (#171-E)	
名 前 (敬称略)	(
有山正彦	運営委員
岩前 勲 (代理:岩前剛充)	運営委員
岩松佑治 (代理:岩松信子)	運営委員
逢阪 充	運営委員
大谷俊夫	運営委員
奥田庄作	運営委員
久保幸作	運営委員
久保左元	運営委員
久保國子 (代理:久保昌城)	運営委員
柴田正彦	運営委員
白川久一	運営委員
滝本康司	運営委員
田中 彰	運営委員
吉川愛子 (代理:谷口隆一)	運営委員
中井武平	運営委員
中井靖郎	運営委員
中田忠彦	運営委員
中田建彦	運営委員
廣岡 毅 (代理:廣岡正一)	運営委員
古川武良	運営委員
古川佳昌	運営委員
松山治幸	運営委員
丸山正幸 (代理:丸山千鶴)	運営委員
村田卓司	運営委員
森口美代 (代理:森口愛征)	運営委員
	運営委員
山岡正美	運営委員
山中康光	運営委員
山本利昭	運営委員
吉岡照子 (代理:吉岡正純)	運営委員
上武建設株式会社	運営委員
生駒市	運営委員